

次世代育成支援対策推進法に基づく 独立行政法人情報処理推進機構 事業主行動計画

独立行政法人情報処理推進機構は、職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図ることができる働きやすい職場環境を整備するため、次のとおり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定します。

1. 計画期間 **令和2年4月1日～令和7年3月31日の5年間**

2. 計画内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：出産・育児に関する諸制度の見直し及び更なる周知

対策： イン트라ネット掲載の「出産・育児に関する諸制度のサイト」については、今後も、適切にアナウンスを行いつつ、当該制度（相談体制の整備を含む。）の見直し及び更なる周知を図ります。

【実施時期：令和2年度、以後継続実施】

目標2：女性職員の円滑な職場復帰

対策： 育児休業を取得した女性職員の職場復帰に際しては、本人の意向を尊重しつつ、原職又は原職相当職に円滑に復帰できるように、業務内容や体制の整備を図ります。

【実施時期：令和2年度、以後継続実施】

目標3：男性職員の育児に関する諸制度の見直し及び休暇等の取得促進

対策： 子供が生まれる際、男性職員が育児休業等を取得し易くするため制度を見直すとともに、職場の理解向上や業務分担の整理等、必要な措置の実施に努めます。

【実施時期：令和2年度、以後継続実施】

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標4：年次休暇の取得促進及び時間外労働の削減

対策： 仕事と生活を両立させるため、年次休暇の取得推進を図るとともに、過重な時間外労働を行う職員に対しては、適切に注意喚起を行い、職場全体で時間外労働の削減に努めます。

【実施時期：令和2年度、以後継続実施】

目標5：テレワーク環境の整備等

対策： 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とすることを目的として、テレワーク環境や制度の整備を図ります。

【実施時期：令和2年度、以後継続実施】

以上